

# 岐阜県公報

第 二 千 二 十 一 号  
平 成 二 十 一 年 二 月 六 日

(金曜日)

## 目 次

保安林の指定施業要件の変更予定	(揖斐農林事務所)	九一 <sup>ページ</sup>
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課)	九二
町営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	九二

## 告 示

岐阜県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
揖斐郡池田町片山字善南寺山三三四四の二
  - 二 保安林として指定された目的  
干害の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字善南寺山三三四四の二（次の図に示す部分に限る。）
      - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - 3 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県揖斐農

林事務所及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。( )

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年一月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人風庵
- 三 代 表 者 の 氏 名 久野 文字
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県安八郡神戸町大字加納二一六番地の二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県内の要支援者に対して身体及び精神的支援活動事業を行い、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

町営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、御嵩町営土地改良事業大久後地区の換地処分を平成二十一年一月十五日にした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十一年二月六日印刷  
平成二十一年二月六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社  
定価 一 年 四 八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）